

令和元年5月9日

神奈川県労働局（局長 荻原俊輔）では、次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定企業として、株式会社マタハリー（本社：川崎市幸区 代表取締役社長 山中康敬氏）の認定通知書交付式を行いました。

アミューズメント業界では全国2番目のプラチナくるみん認定企業となります。



次世代育成支援対策推進法は、企業のみなさま、国・地方公共団体に次代の社会を担う子どもの健やかな育成を支援するための行動計画を策定することを定めています。

企業が自社の定めた行動計画の目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、認定（くるみん認定）を受けることができます。また、くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が一定の要件を満たした場合、特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。



左:企画・管理部部長山本屋様 右:神奈川県労働局長荻原俊輔

株式会社マタハリー

＜所在地＞	川崎市幸区
＜事業内容＞	娯楽業（アミューズメント施設）
＜常時雇用する労働者＞	1,275名（男性745名、女性532名） うち有期契約労働者980名

1 一般事業主行動計画

- 行動計画期間 平成27年3月1日～平成29年5月31日
- 行動計画目標 社員が能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、年間年次有給休暇取得日数を平均5日以上とする。

2 目標に対する取組結果

- 年次有給休暇取得状況の実態調査・分析を行い、取得促進対策として、機器導入や研修実施など業務効率化のための取組を実施。結果、平成29年度の取得実績は平均8.3日。

3 計画期間中の育児休業等取得者数

- ＜男性＞ 2名（配偶者が出産した男性労働者 13名）
- ＜女性＞ 1名（出産した女性労働者 1名）

4 その他の特例認定基準達成状況等

- 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる、法定を超えた所定外労働免除制度
- 所定外労働の実態と現状の把握・分析を行い、業務効率化のための対策を実施
- 多様な働き方が選択できるように限定社員制度を導入
- 出産予定の社員に対するキャリアライフプラン研修、育休取得者への情報提供や復職に向けた面談の実施など、女性労働者の就業継続に向けた取組を実施

神奈川県労働局管内における「プラチナくるみん」認定企業は、6社となりました。

- 1 日産自動車株式会社
- 2 株式会社富士通ソーシャルサイエンスラボラトリ
- 3 エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社
- 4 湘南信用金庫
- 5 リコーITソリューションズ株式会社
- 6 株式会社マタハリー